

平成29年度 事務事業マネジメントシート

事業の基本情報				
事務事業名		母子・父子福祉住宅手当支給事業		担当課
総合計画	政策	健やかに暮らせるまち		計画期間
	施策	子育て支援の充実		種別
	基本事業	子育ての経済的負担の軽減		市民協働
予算科目コード		01-030201-06 単独	根拠法令・条例等	守谷市母子・父子福祉住宅手当支給要綱

なぜ、この事業を実施しているか？ 何をどうするための事業か？	
背景（なぜ始めたのか）	内容（何の業務活動をどのような手法で行うか）
昭和39年施行の母子及び父子並びに寡婦福祉法において、国及び地方公共団体は、母子・父子家庭等の福祉を増進させる責務があると定めている。このため、借家住まいにより住宅費が必要となるひとり親世帯を経済的に援助し、より安定した生活を送ることができるよう、昭和63年に守谷町母子福祉住宅手当支給要綱及び守谷町父子福祉手当支給要綱を制定し、事業を開始した。	・支給対象 児童扶養手当の全部停止の制限を受けておらず、居住する賃貸住宅を賃借し、賃借料を支払っている資格者。 ・支給月額 月額 5,000円 ・支給時期 8月、12月、4月に前月分までの手当を支給する。 ※平成30年度 118世帯 【手法】 児童扶養手当認定請求者の居宅が借家の場合に申請受付。内容を審査し、認定通知書の送付。4か月ごとの手当支給。
目的及び期待する効果（誰（何）をどうしたいのか）	
借家住まいのひとり親家庭（死別、離婚、1年以上遺棄、1年以上拘禁、生死不明等）の児童の母、父または養育者対し、個人の生活基盤である住宅を確保するための手当を支給することにより、経済的自立を援助する。	
（参考）基本事業の目指す姿	
保護者の経済的負担を軽減する。	

事業の課題認識，改善の視点（次年度にどう取り組むか）	
目的達成のための課題（問題点，現状分析，課題設定）	具体的内容とスケジュール
・児童扶養手当申請時に併せて案内及び申請受付を行うため，対象世帯に対して確実に支給ができています。	・特になし
改善内容(課題解決に向けた解決策)	
・特になし	
次年度のコストの方向性（→その理由）	
☐ 増加 ☒ 維持 ☐ 削減	母子及び父子並びに寡婦福祉法及び守谷市母子・父子福祉住宅手当支給要綱に基づき，ひとり親家庭等の福祉増進のための事業であるため，今後も事業継続していく。

H28年度の評価（課題）を受けて、どのように取り組んだか（H29年度の振り返り）	
H28年度の評価（課題）	H29年度を取組（評価、課題への対応）
母子・父子家庭等の福祉増進のために扶助費を支給するのみの事業であるため、改善の余地はない。	支給要件に該当する105世帯に対して手当を支給した。

評価（指標の推移、今後の方向性）					
指標名	基準値（H26）	H28年度	H29年度	H30年度	目標値（H33）
支給世帯数（世帯）	108.00	101.00	105.00	102.00	111.00
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果の動向（→その理由）					
☐ 向上 ☒ 横ばい ☐ 低下 児童扶養手当を受給する母子・父子家庭に対して、当該手当の申請時に合わせて案内及び申請受付を行っており、効率的に実施できている。 転出や年齢到達到達等による資格喪失者と新規認定請求者の件数はここ数年釣り合っており、受給者の大幅増加はない。					
今後の事業の方向性（→その理由）					
☐ 拡大 ☐ 縮小 ☒ 維持 ☐ 改善・効率化 ☐ 統合 ☐ 廃止・終了 母子・父子家庭等の福祉増進のために扶助費を支給するのみの事業であるため、改善の余地はない。					

コストの推移						
項目		H27年度決算	H28年度決算	H29年度決算	H30年度予算	H31年度見込
事業費	計	6,645	6,210	5,880	6,600	6,600
	国・県支出金	4,318	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	0	0	3,820	2,504	0
	一般財源	2,327	6,210	2,060	4,096	6,600
正職員人工数（時間数）		0.00	14.00	57.00	57.00	57.00
正職員人件費		0	57	234	0	0
トータルコスト		6,645	6,267	6,114	6,600	6,600

平成29年度 事務事業マネジメントシート

事業の基本情報					
事務事業名		私立幼稚園児保育料補助事業		担当課	児童福祉課
総合計画	政策	健やかに暮らせるまち		計画期間	平成19年度～
	施策	子育て支援の充実		種別	任意の事務
	基本事業	子育ての経済的負担の軽減		市民協働	その他
予算科目コード		01-100601-02 単独	根拠法令・条例等	守谷市私立幼稚園児保育料補助要綱	

なぜ、この事業を実施しているか？ 何をどうするための事業か？	
背景（なぜ始めたのか）	内容（何の業務活動をどのような手法で行うか）
幼児教育の充実を図ることを目的に制度化された。守谷市においても昭和56年度から守谷市私立幼稚園児保育料補助要綱に基づき、私立幼稚園に在園する園児の保護者に対し交付することとなった。	・対象 平成27年4月に施行された「子ども・子育て支援新制度」に移行せず、従来の私学助成制度を継続する私立幼稚園に在園する園児（対象者見込：延べ1,015人） ・補助額（所得制限なし） 園児1人当たり 月額2,000円×在園月数 ※途中入園者も含む
目的及び期待する効果（誰（何）をどうしたいのか）	
市内在住の私立幼稚園に在園する園児の保護者に対して、保育料の一部を補助することで経済的負担を軽減し、幼児教育の振興を図る。	
（参考）基本事業の目指す姿	
保護者の経済的負担を軽減する。	

事業の課題認識，改善の視点（次年度にどう取り組むか）	
目的達成のための課題（問題点，現状分析，課題設定）	具体的内容とスケジュール
・子ども・子育て支援新制度に移行しない私立幼稚園に在園する園児保護者に対して，園を通して申請・支給する制度であり，対象世帯に対して確実に支給できている。	・特になし
改善内容(課題解決に向けた解決策)	
・特になし	
次年度のコストの方向性（→その理由）	
☐ 増加 ☒ 維持 ☐ 削減	子ども・子育て支援新制度に移行しない園と移行する園との間で保育料の均等を図るとともに，保護者の経済的負担軽減のために実施している事業であり，今後も継続する。

H28年度の評価（課題）を受けて、どのように取り組んだか（H29年度の振り返り）	
H28年度の評価（課題）	H29年度 of 取組（評価、課題への対応）
保護者の負担軽減や幼児教育振興のために必要な施策であり、今後も国の施策動向や各園の制度移行動向を見ながら継続的に実施することが必要である。 平成29年度は認定こども園の認定を返上する園があるため、各園の動向を注視する必要がある。	・申請件数、支給額ともにほぼ当初どおりに予算執行することができた。

評価（指標の推移、今後の方向性）					
指標名	基準値（H26）	H28年度	H29年度	H30年度	目標値（H33）
支給者数（人）	1,449.00	850.00	1,004.00	966.00	1,015.00
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果の動向（→その理由）					
■ 向上 □ 横ばい □ 低下	所得制限のない補助であり，幼児教育の振興や保護者の負担軽減という事業目的は実施することで達成できている。				
今後の事業の方向性（→その理由）					
□ 拡大 □ 縮小 ■ 維持	□ 改善・効率化 □ 統合 □ 廃止・終了	保護者の負担軽減や幼児教育振興のためには必要な施策であり，今後も国の動向や各園の制度移行動向を見ながら継続的に実施していく。			

コストの推移						
項目		H27年度決算	H28年度決算	H29年度決算	H30年度予算	H31年度見込
事業費	計	19,440	19,766	23,278	23,112	23,112
	国・県支出金	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	19,440	19,766	23,278	23,112	23,112
正職員人工数（時間数）		0.00	70.00	75.00	0.00	0.00
正職員人件費		0	287	308	0	0
トータルコスト		19,440	20,053	23,586	23,112	23,112